

【所属名：市民部福祉事務所】
【会議名：糸魚川市福祉有償運送運営協議会】

☒開示
☐一部開示 (理由:条例第 条第 号 該当)
☐不開示
☐時限不開示 (開示: 年 月 日)

会 議 録

作成日 令和6年8月30日

日	令和6年8月27日	時間	13:30 ～ 15:00	場所	市役所2階 203 会議室
議 題 等	【議 題】 (1) 会長並びに副会長の選出について (2) 小委員会委員の選出について (3) 小委員会委員長の選出について (4) 令和5年度における福祉有償運送法人解散後の対応について (5) 今後の協議会運営について 【その他】 ・意見交換				
出 席 者 等	【出席者】 7人 佐塚 大志 委員 北村 雄一 委員 金子 栄一 委員 猪又 直登 委員 小竹 誠 委員 田村 政則 委員 渡辺 忍 委員 【欠席者】 0人 【事務局】 3人 福祉事務所 山岸 所長 仲谷 係長 松澤 主査 【傍聴者】 0人				

会議要旨

(開 会 13:30)

1 開会

(福祉事務所長あいさつ)

本日はお忙しいところ、第1回福祉有償運送運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。まずは、日頃から福祉行政にご協力とご理解いただいておりますことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会は、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の社会参加促進のため、福祉有償運送事業の方策を協議する場として平成18年に設立をしております。しかし、残念ながら昨年度、当市の福祉有償運送事業者でありますNPO法人グリーンバスケットが解散をいたしまして、その後新たな事業者の参入もないという状況で今に至っております。

本日はこのような状況の中ではありますが、協議会としましては、会長および副会長、そして小委員会委員等の選出をお願いいたしまして、その中で福祉有償運送事業終了後の対応、そして当協議会の実施について、さらに地域の移送に関わる委員の皆様方からいわゆる交通弱者と言われる方々への支援の対策等々、意見交換の場という形にしたいと考えております。

限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見ご提案をいただきたく、よろしくお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

（福祉事務所仲谷係長により進行）

- ・過半数以上の委員出席により協議会の成立を報告。
- ・事前配布資料、当日配布資料の確認。
- ・会議の傍聴の取り扱いについて、原則公開とし、会議録作成のため会議内容の録音について了承願う。
- ・過半数以上の委員出席により協議会の成立を報告。

（委員、事務局自己紹介）

- ・名簿順に自己紹介。その後事務局職員の自己紹介。

２ 議 題

（１）会長及び副会長の選出について

（事務局）

糸魚川市福祉有償運送運営協議会設置要綱第５条第２項の規定により委員の互選によるとなっているが、いかがか。もし、異議なければ事務局より提案させていただきたい。

（委員）

異議なし。

（事務局）

会長を金子栄一委員、副会長を猪又直登委員にお願いしたい。

（委員）

異議なし。

（事務局）

それでは、会長を金子栄一委員、副会長を猪又直登委員に決定する。

（会長あいさつ）

推薦いただきました社会福祉協議会会長の金子です、よろしくお願いいたします。昨年６月末に会長に就任しまして、その後８月２日に福祉有償運送協議会でグリーンバスケットの登録団体の更新申請に委員の皆様から同意をいただいて安心していただけですけど、１０月になってから急遽グリーンバスケットから事業を終了したいとの申し出がありました。理事長は知り合いだったので何とか継続してもらえないかと説得したのですが、会員の高齢化と人材不足でどうすることもできない状況に至ったとのことで解散ということになってしまいました。非常に残念な結果となってしまったわけですが、グリーンバスケットが、長きにわたって市内の障害者、高齢者の移動支援に尽力してくださったことについては感謝を申し上げます。

本日は今後どうするかということについて、改めて新委員の皆さんから福祉有償運送の今後のあり方についてご協議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（副会長あいさつ）

今ほど副会長に任命いただきました糸魚川ハイヤー協会の猪又です。私どもタクシー事業者としては、これまで福祉有償運送で長らくグリーンバスケットに支えて頂いた部分を、今度は残された事業所でカバーをしていかなければいけないということで、非常に責任が重いと思っております。皆さまから色々と前向きにご意見をいただきながら、何とか地域の足を守っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(以降、進行：会長)

(2) 小委員会委員の選出について

(会長)

議題(2)について事務局の説明をお願いします。

(事務局)

要綱第8条の規定に基づき、資料 No. 1 小委員会名簿(案)のとおり委員をお願いしたく、提案するので、協議いただきたい。

(会長)

事務局案が示されたが、いかがか。

(委員)

異議なし。

(会長)

議題(2)については事務局案のとおり決定する。

(3) 小委員会委員長の選出について

(会長)

議題(3)について事務局の説明をお願いします。

(事務局)

要綱第8条第4項に基づき、会長より小委員会委員長を指名いただきたい。

(会長)

では、小委員会委員長に北村雄一委員を指名する。これに関していかがか。

(委員)

異議なし。

(会長)

議題(3)について、小委員会委員長は、北村雄一委員に決定する。

(4) 令和5年度における福祉有償運送法人解散後の対応について

(会長)

議題(4)について事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料 No. 2 をご覧いただきたい。特定非営利活動法人グリーンバスケットは、平成18年から10月1日に福祉有償運送事業者として登録し17年間活動していたが、昨年12月29日に事業終了、6年2月10日には法人を解散している。運転を行う提供会員の高齢化や、ボランティア意識の変容などにより新たな提供会員の確保が困難なことから解散に至ったと伺っている。

人工透析通院者に対する支援制度については、法人の事業終了に伴い、市では頻回な通院が必要な人工透析通院者の移送に対して支援の拡充等を行った。

2-(1)は、通院等支援サービス事業の対象拡大である。通院等支援サービス事業は主に下肢の不自由な方を対象に、介護タクシー、一般タクシーの費用について一部支援を行うものであり、これまで対象者を介護3以上または下肢不自由の障害者手帳所持者としていたものに、新たに人工透析通院者を追加し拡充を行った。なお、介護タクシーの台数にも限りがあるため、身体状況等に応じて、介助が必要な方

は介護タクシー、介助が不要な方は一般タクシーの利用へ区分して対応できるよう拡充を行っている。補助率は、障害者割引である 1 割適用後の運賃の 5 割とし、令和 6 年 1 月 1 日から開始している。

2-(2)は、障害者交通費助成事業の要件の緩和と助成額の拡大である。障害者交通費助成事業は、障害者の外出支援などを目的に、タクシー・ガソリン券を交付するものである。通院等支援サービス事業は、乗車目的が通院に限られているが、その時の体調等により交通手段が異なるため、この交通費助成においてこれまでは通院距離を 10 km 以上の場合 30,000 円分としていたものを、通院距離に応じて段階的に助成額を拡充した。本助成と通院支援サービス事業は従来から併用を不可としており、利用者の状況に応じて選択していただいている。こちらは 6 年 1 月 4 日から開始している。

2-(3)その他は、人口透析通院者の方だけの対応という事ではないが、これまで路線バスの割引定期券の購入費に対して費用の一部を支援する「おでかけパス」事業と、高齢者・障害者にタクシー券を交付する障害者交通費助成事業等は併用を不可としていたところを、今年度 4 月 1 日から併用可として、要件を緩和したものである。

次に各支援制度の利用状況である。3-(1)の通院サービス支援事業の状況は、登録者数は、6 年 6 月末現在 164 人である。利用状況は制度拡充を行った R 6. 1 月～6 月分の介護タクシー、一般タクシーの合計で、1479 件、256 人の利用があった。利用金額は約 520 万円、市委託料は約 337 万円となっている。前年の同時期と比較すると件数で 189%、人数で 120%となっている。

なお、制度拡充後、人口透析通院者の介護タクシー利用実績はないが、従来からの要介護 3 以上の介護タクシー利用も 140%と増加している。一人で公共交通を利用するのが困難な方や人工透析通院者の移送について、介護タクシー事業者であるオレンジやタクシー事業者からカバーして頂いている状況である。

3-(2)の障害者交通費助成事業の内、制度拡充分のみ交付実績となっている。今年度の 6 月末現在で 43 人の方が対象で、現在 29 名の方から申請を受け交付している状況である。

3-(3)高齢者及び障害者おでかけ支援事業等の利用状況は、今年度から併用可としたタクシー券とおでかけパスの交付実績となっている。今年度 4 月～6 月ではタクシー券が 1,976 人、おでかけパスは 702 人と、昨年度の同時期と比較してタクシー券交付者が 107.5%、パスで 94.6%となっている。

市では、引き続き事業の周知に努め、高齢者や障害者の皆様の移動、外出を支援していく。

(会長)

それでは、資料 No. 2 の令和 5 年度における福祉有償運送法人解散後の対応について、意見・質問等はあるか。

(委員)

拡充した市の支援制度は順調に利用されているようだが、法人が解散した以降、現場から何か意見が届いているか。

(事務局)

解散時に周知を行った際には、利用されていた方から今後についての問い合わせが数件あり、拡充したサービス等をお知らせしている。その後、実際解散した後については、意見や問い合わせはほとんど無い。市へのご意見直通便で 1 件ほど交通費の負担が大きいといった意見を頂いているが、電話等での直接的なご意見はほとんど無い状況。

(委員)

市にはあまり意見が来ていないとのことだが、事業所はいかがか。

(委員)

当社には、解散当時には多くの問い合わせを頂いた。しかし、当社は 4 台の介護タクシーで 2 台を人工

透析の通院利用、2台をその他の通院利用等で運行しているので、透析通院の方の時間帯が重なると調整が難しく、利用者の方の希望する時間通りに運行できず、時間を変更してもらっている状況である。また、実際利用された方も福祉有償運送法人よりも高いということで利用しなくなることもあり、解散以降は当初想定していたより、問い合わせ等が少ない状況である。

(委員)

透析利用の方以外も含め、福祉有償運送法人の利用者が法人解散後にどの交通を利用しているのかは把握できているか。その分タクシー事業者で利用が増えたりはしているのか。

(委員)

福祉有償運送法人の利用者がタクシー利用に多く流れてきたという感じはない。家族や知人等に依頼しているのではないかと感じている。

(事務局)

福祉有償運送法人の利用者のその後については、把握することが難しい状況である。福祉有償運送法人の会員数を見ると、影響はかなりあるのではないかと考えて対応を進めていたが、想定していたよりも介護タクシー等には置き換わらなかった。

家族や知人の車に同乗させてもらう等の方法に移行しているのではないかと考えている。

(委員)

市営も含め、福祉有償運送法人を復活してほしい等の要望はあるか。

(事務局)

要望は特にない。

(委員)

他地域では、互助で対応していたが人口減少等で対応出来なくなってしまったという話も聞いており、現状は対応出来ていても将来に向けて検討していく必要もあるかと考えている。これまでの利用者の状況の把握は難しいと思うが、把握することで今後の対応が福祉有償運送なのか、一般タクシーの交通費助成なのか検討も変わってくるのではないかと考えている。

(事務局)

福祉有償運送に関しての意見等は少ないが、バスやタクシー等の公共交通に対する要望等も受けていることから、公共交通担当とも地区に入り意見を聞いている。福祉有償運送に限らず、地域内の交通について庁内で検討を進めているところである。

(委員)

他人の介助によらずに移動することが困難で、かつ単独で公共交通を利用することが困難な方を対象に行うのが福祉有償運送なので、そのような対象者がどの程度いるのか、少し頑張れば公共交通を利用できる方なのか利用者に応じて対応を検討していくことが必要。

(会長)

民生委員に確認するのも良いのではないかと考えている。

(事務局)

福祉事務所では民生委員とは定期的に会議を開催しているので、機会を捉えて確認していきたい。

(会長)

解散当時は何とか継続する方法をとった声も社協に寄せられたが、現実的には難しい。一般タクシーにおいても乗務員不足の状況があると聞いている。

(委員)

乗務員不足の状況で、昼間の予約もお待ちいただく状況である。

(委員)

乗務員不足の問題もあると思うが、車椅子等の対応車両が不足しているといった状況はあるか。

(委員)

当社には、単独移動困難な方からの予約は少ない。

(委員)

当社は4台で運行。利用者の方の希望時間が重なる事が多いため、時間変更をお願いすること多いが、最近では医療機関で時間指定される事も多いので、時間調整等に苦慮している。

(委員)

利用時間の集中に対して、乗務員の確保がネックであれば、公共交通協議会で日本版ライドシェア等を検討する方法もある。福祉有償運送の範囲でいえば、例えば単独移動困難な方を対象にタクシー事業者の方で運営に参入するということは難しいか。

(委員)

予約があれば車いすも乗車できる車両はあり、予約があれば対応しているが、実際にはセットアップに非常に時間がかかる。一般の乗務員が不足している現状では介護タクシー専門の部署を設置するのは、現状は難しい状況である。

(会長)

ほかに、意見・質問等はあるか。

(委員)

意見・質問なし。

(会長)

議題(4)は、報告内容のとおり、承認してよろしいか。

(委員)

異議なし。

(5) 今後の協議会運営について

(会長)

議題(5)について事務局の説明をお願いします。

(事務局)

本協議会は、設置要綱の第1条により、「福祉有償運送の必要性」並びに「福祉有償運送を行う場合における安全の確保及び旅客の利便の確保」のために必要な事項を協議するもの。昨年度、福祉有償運送法人ぐりーんバスケットが解散したことにより、現在、運送を行う法人は無く、また、新たな申請の予定や相談等も無い状況である。このことから新たな申請等の議案がなければ、今年度は、本日の開催1回のみの開催となる見込みである。

来年度については、委員の異動等による委員交代の状況等をふまえた中で開催をしたいと考えているが、状況によっては書面決議等も検討したいと考えている。

(会長)

それでは、(5) 令和5年度における福祉有償運送法人解散後の対応について、意見・質問等はあるか。

(委員)

意見・質問なし。

(会長)

議題（５）は、報告内容のとおり、承認してよろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

承認することに決定する。以上で協議会を閉会する。

(閉 会 14:10)

3 その他（※協議会終了後）

・意見交換

福祉有償運送の他、地域内の交通資源の活用や人手不足の状況等について意見交換を実施。